

News Release

株式会社山陰合同銀行

〒690-0062 島根県松江市魚町 10
TEL.0852-55-1000
<https://www.gogin.co.jp>

2021 年 5 月 19 日

LGBTに対応した住宅ローンの取扱開始について

山陰合同銀行（頭取 山崎 徹）グループは、国連の定めた持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同し、地域の課題解決に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現を目指しています。

このたび、ジェンダー平等の実現を目指した取り組みの一環として、LGBT（※1）に対応した住宅ローンの取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

（※1）LGBT とは、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとり、性的少数者の総称として使われる言葉です。

記

1. 目的

近年、LGBTに対する自治体における取り組みや理解促進が急速に広がっており、社会的な関心が高まっています。

当行では、同性パートナーに対応した住宅ローンの取り扱いを開始することで、性的指向や性自認による差別を排除し、誰もが自分らしく安心して生きることのできる地域社会づくりに貢献してまいります。

2. 概要

対 象 商 品	ごうぎんスーパー住宅ローン、ごうぎん住宅ローン
内 容	収入合算（※2）の対象者に同性パートナーを加える。 （収入合算者は、必ず連帯債務者もしくは連帯保証人となります）
取 扱 条 件	以下のいずれかの書類により同居および同一世帯であることが確認できること ① 地方自治体が発行する「同性パートナーシップ」を証明する書類 ② 合意契約にかかる公正証書（※3）の正本または謄本 ③ 任意後見契約（※4）にかかる公正証書の正本または謄本 ④ 任意後見契約（※4）にかかる登記事項証明書の正本または謄本 ⑤ 本人確認書類および住民票（ただし、①～④の提出が困難である場合に限りです）

（※2）収入合算とは、お申込人の収入にご家族の収入を合算したもので審査することをいいます。

（※3）二人が共同生活を営むにあたり、当事者間において、次の事項が明記された公正証書をいいます。

- a. 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること
- b. 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、その共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと

（※4）「任意後見契約に関する法律」に基づき、二人のいずれかの判断能力が不十分となった場合に、本人の生活を守るため、本人の生活療養看護および財産の管理に関する事務に関し、あらかじめ相互にお相手を「任意後見受任者」（任意後見契約の効力が生じた以降は、「任意後見人」となります）に指定して代理権を付与する委任契約をいいます。

3. 取扱開始日

2021 年 5 月 20 日（木）

以 上

